



熊本県公報

第13376号
令和6年(2024年)
10月22日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○保安林の指定に関する予定	(〃) 1
○保安林の指定に関する予定	(〃) 2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の変更	(障がい者支援課) 2
○道路の供用開始	(道路保全課) 2
○道路の区域変更	(〃) 2
○道路の区域変更	(〃) 3
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 3
○保安林の指定に関する予定	(〃) 3
○道路の区域変更	(道路保全課) 4
○保安林の指定の解除に関する予定	(森林保全課) 4
○保安林の指定に関する予定	(〃) 4
○保安林の指定に関する予定	(〃) 5
○道路の区域変更	(道路保全課) 5
公 告	
○令和6年度(2024年度)熊本県ふぐ処理師試験の実施	(健康危機管理課) 5
登 載 依 頼	
○熊本県道路交通規則の一部を改正する規則	(警察本部交通企画課) 6

告 示

熊本県告示第864号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和6年(2024年)10月22日

熊本県知事 木 村 敬

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市小坂字北栗木609番16(次の図に示す部分に限る。)
 - 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字北栗木609番16(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第865号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和6年(2024年)10月22日

熊本県知事 木 村 敬

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町椎持字萱原620番2
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字萱原620番2(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第866号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和6年(2024年)10月22日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町四丁字廣見423番
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第867号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。
令和6年(2024年)10月22日

熊本県知事 木 村 敬

(育成医療・更生医療)

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
所在地の変更	すみれ訪問看護ステーション 宇土市南段原町164-5	すみれ訪問看護ステーション 宇土市松山町1901番地	令和3年(2021年)7月3日

熊本県告示第868号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和6年(2024年)10月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年(2024年)10月22日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	中津道八代線	八代市坂本町西部 2057番3地先から 同所 2069番1地先まで	45.5	迂回路の設置

2 供用を開始する期日 令和6年(2024年)10月22日

熊本県告示第869号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和6年（2024年）10月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）10月22日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	新合高浜港線	天草市天草町大字高浜北字貢 5294番1地先から 同所 5294番1地先まで	前	4.6 ～ 5.0	8.6	災害復旧工事
			後	5.3 ～ 5.9	8.6	

2 区域を変更する期日 令和6年（2024年）10月22日

熊本県告示第870号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和6年（2024年）10月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）10月22日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	菊池市原字鉾ノ甲 4790番5地先から 同所 4791番1地先まで	前	13.2 ～ 25.3	208.0	災害防除
			後	22.6 ～ 42.9	208.0	

2 区域を変更する期日 令和6年（2024年）10月22日

熊本県告示第871号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和6年（2024年）10月22日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町葉木字葉木山553番、554番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字葉木山553番・554番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第872号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和6年（2024年）10月22日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市坂本町中津道字竹平2112番1、2113番1、2114番1

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字竹平2112番1・2113番1・2114番1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第873号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和6年（2024年）10月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）10月22日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡苓北線	天草市本町大字本字平尾 3687番6地先から 同所 3687番6地先まで	前	4.3 ～ 5.9	11.5	災害復旧工事
			後	5.9 ～ 12.9	11.5	

2 区域を変更する期日 令和6年（2024年）10月22日

熊本県告示第874号
森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和6年（2024年）10月22日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県阿蘇市湯浦字城1673番426
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

熊本県告示第875号
森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和6年（2024年）10月22日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字女島字鯨戸1803番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鯨戸1803番（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第876号
森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和6年（2024年）10月22日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字小田浦字水道22番2、28番
2 指定の目的 土砂の流出の防備
3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字水道22番2・28番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第877号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和6年（2024年）10月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和6年（2024年）10月22日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	都呂々宮 地岳線	天草郡苓北町大字都呂々字涼松	前	6.0 ～ 8.1	17.1	災害復 旧工事
		5618番1地先から 同所	後	8.4 ～ 10.6	17.1	
		5618番1地先まで				

2 区域を変更する期日 令和6年（2024年）10月22日

公 告

熊本県公告第659号
熊本県ふぐ取扱条例（昭和33年熊本県条例第27号）第8条第3項の規定により令和6年度（2024年度）熊本県ふぐ処理師試験を次のように実施するので、同条第4項の規定により公告する。
令和6年（2024年）10月22日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 試験日時
令和7年（2025年）2月2日（日）午前9時から
2 試験会場
熊本市中央区春竹町481番地
学校法人常盤学園 シェフパティシエ学院
3 試験科目
(1) 筆記試験
ア 水産食品の衛生に関する知識
イ ふぐに関する一般知識
(2) 実地試験
ア ふぐの種類鑑別
イ ふぐの処理と鑑別
4 受験手続
(1) 提出書類
ア 受験願書
イ 履歴書
ウ 写真2枚（受験願書提出前3月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3．

- 5 センチメートル、横2.6センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、1枚を写真票に貼付すること。)
- (2) 受験手数料
13,500円
- (3) 受験の申込方法
試験を受けようとする者は、関係書類に受験手数料13,500円分の熊本県収入証紙を添えて、熊本市に住所を有する者は熊本市保健所に、それ以外の者は最寄りの熊本県保健所に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、熊本県健康福祉部健康危機管理課食品乳肉衛生班(郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号)に提出すること(郵送する場合は、現金書留によること。))。
- (4) 受験願書の提出期間
受験願書の提出期間は、令和6年(2024年)12月4日(水)から令和6年(2024年)12月17日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする(熊本市保健所においては、午後5時までとする。)。なお、郵送の場合は、令和6年(2024年)12月17日(火)までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 5 合格基準
- (1) 筆記試験
合計得点が満点の6割以上であること。
- (2) 実地試験
総得点が満点の8割以上であること。ただし、食用不可部位を食用と鑑別した場合及び生殖器(精巣・卵巣)の鑑別を誤った場合は、満点の8割以上であっても不合格とする。
- 6 合格発表等
- (1) 合格者の発表は、令和7年(2025年)2月18日(火)午前10時に、県庁本館ロビー、熊本県各保健所、熊本市保健所及び熊本県ホームページにて行う。
- (2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。
- 7 その他
- (1) 受験願書の請求及び試験についての照会は、熊本県各保健所、熊本市保健所又は熊本県健康福祉部健康危機管理課食品乳肉衛生班(電話096-333-2247(ダイヤルイン))に行うこと。
- (2) 郵便による受験願書の請求は、110円分の切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒を同封し、熊本県各保健所、熊本市保健所又は熊本県健康福祉部健康危機管理課食品乳肉衛生班に行うこと。

登載依頼

熊本県公安委員会規則第30号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年10月22日

熊本県公安委員会委員長 吉田 賢一

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則
熊本県道路交通規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第11号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。